

第19回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議
事 項 書

令和2年8月3日（月）

16時45分～17時00分

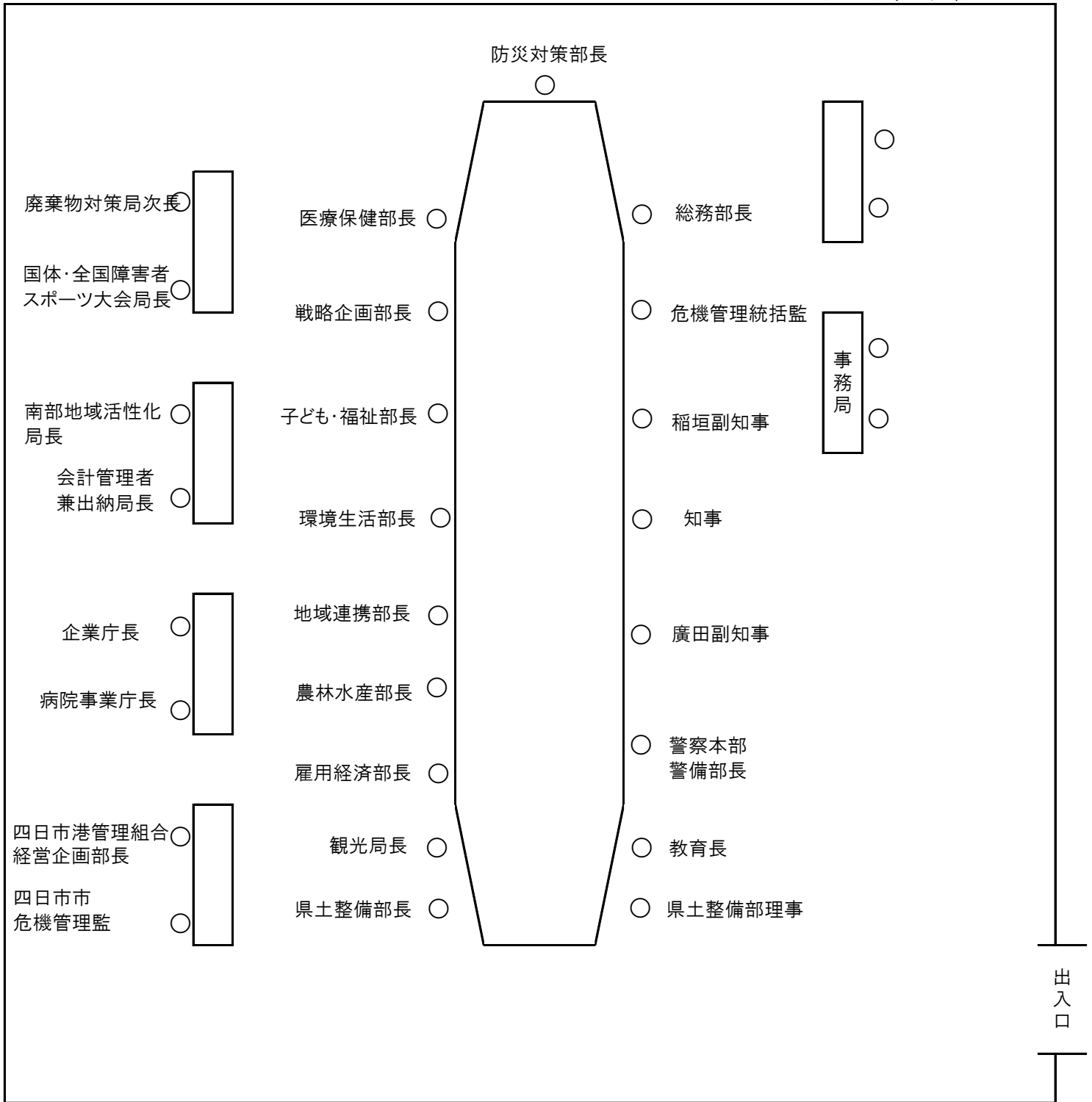
3階 プレゼンテーションルーム

- 1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況について
- 2 医療提供体制等について
- 3 「三重県新型コロナウイルス『緊急警戒宣言』」について
- 4 その他
- 5 知事指示事項

（会議終了後） 三重県新型コロナウイルス『緊急警戒宣言』

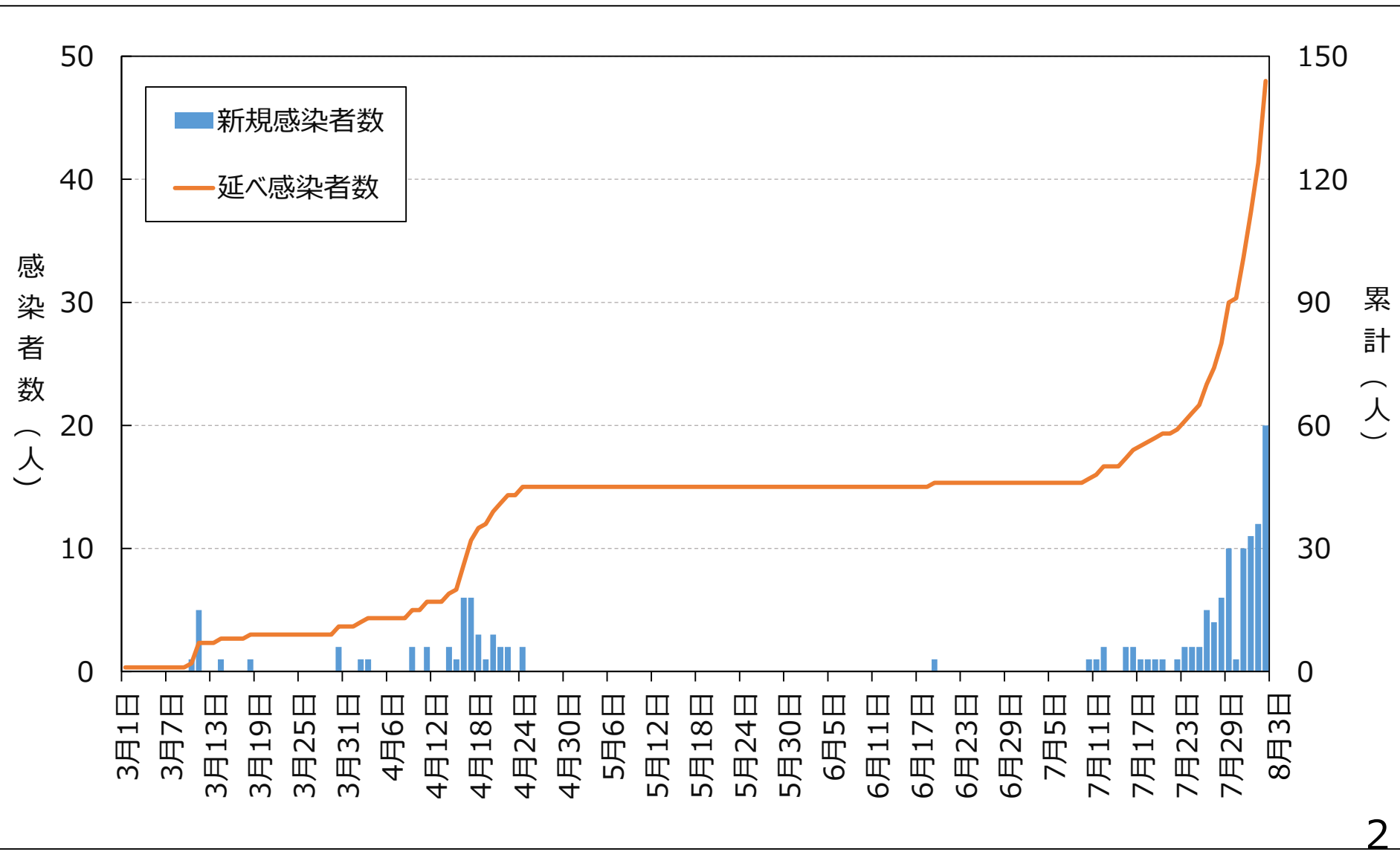
第19回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議(8月3日)座席表

プレゼンテーションルーム



新型コロナウイルス感染症の 県内発生状況について

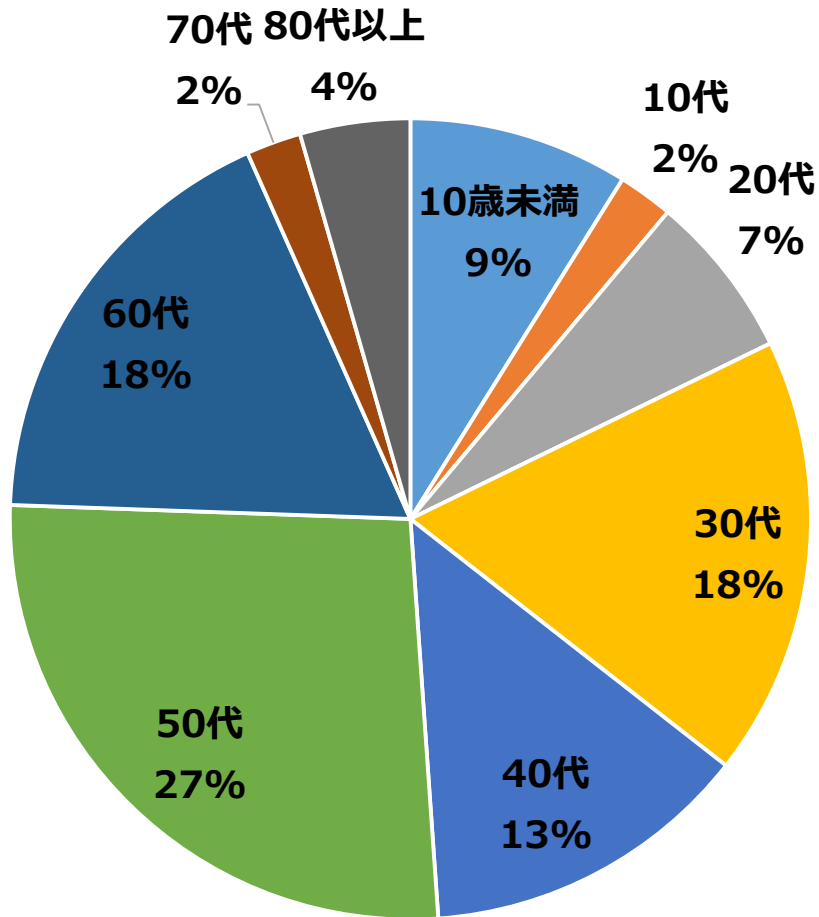
県内患者発生状況 (n=144, R2.8.3時点)



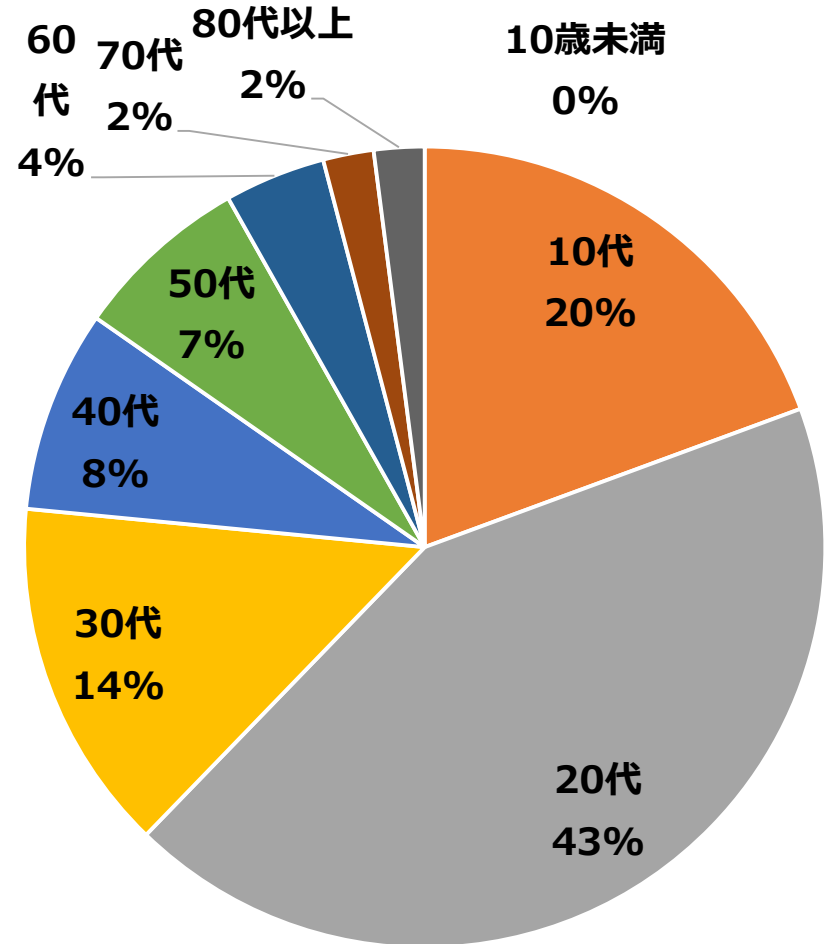
※再陽性者1名を含む

県内患者年代別割合比較 (R2.8.3時点)

R2.1.30~5.31 (n=45)



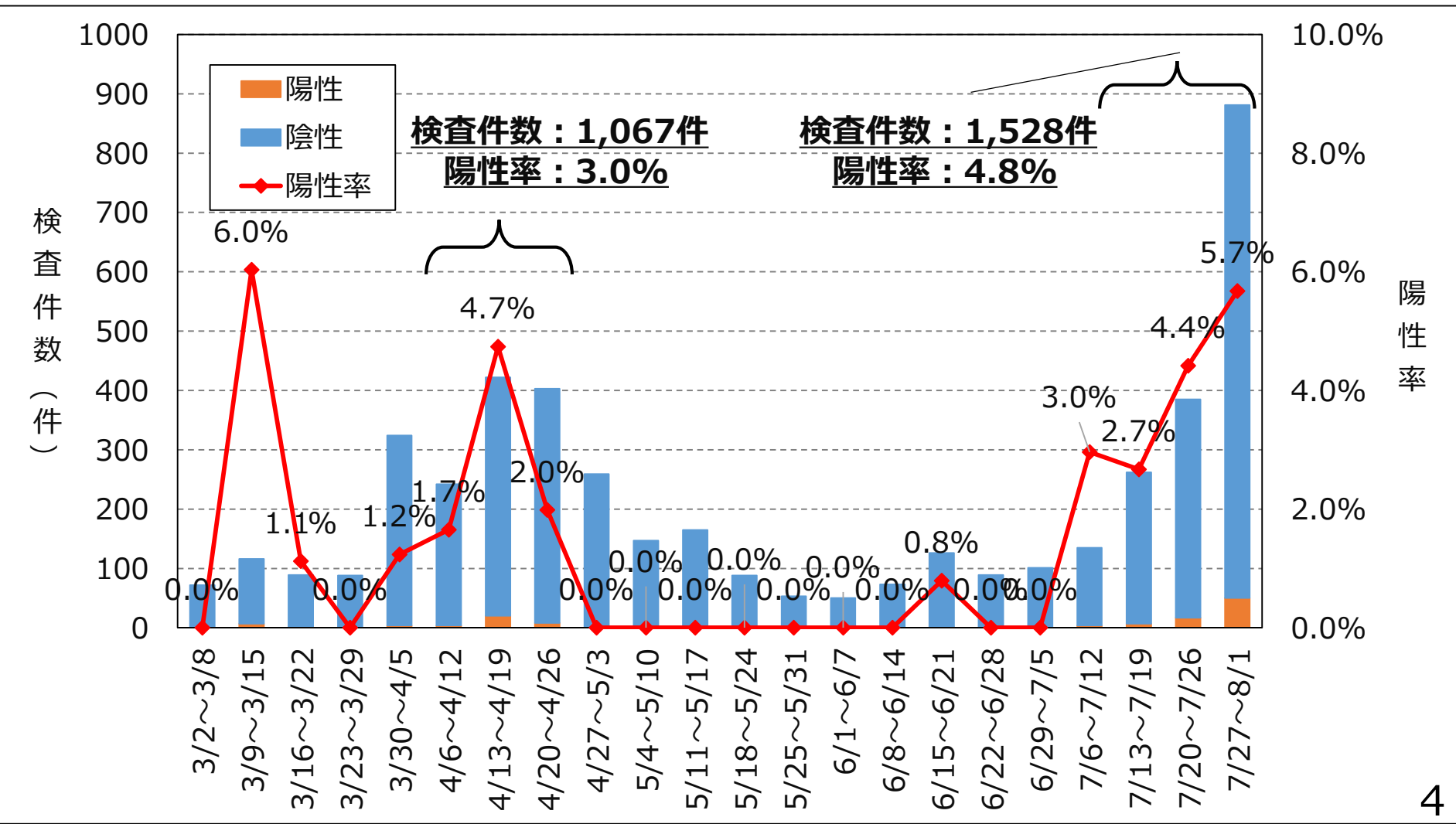
R2.7.1~8.3 (n=98)



※再陽性者1名を除く

PCR検査件数・陽性率（R2.8.1時点）

検査件数：4,636件，陽性率：2.7%



※入院患者の陰性確認検査を除く

県外由来事例の内訳 (n=29)

県外
愛知県
東京都
大阪府等

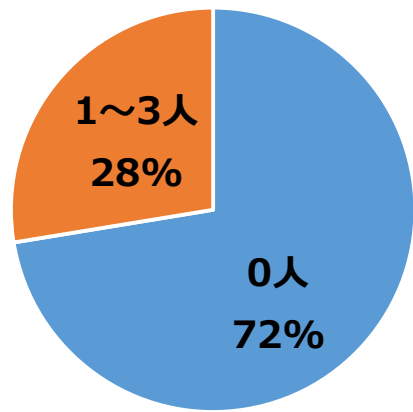
訪問歴等による検査
→

24件

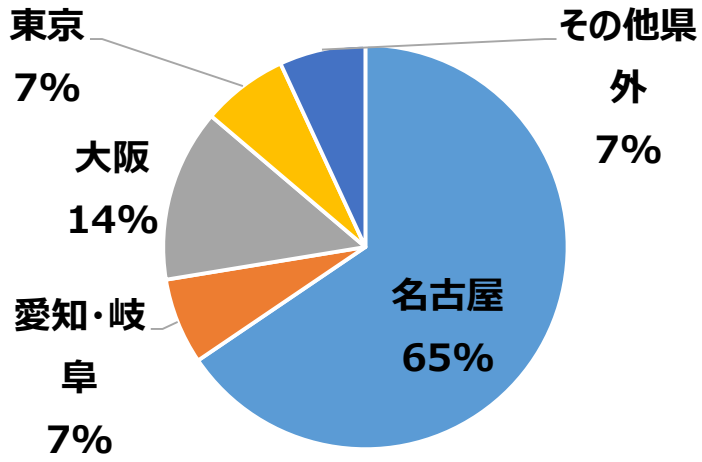
他県からの依頼
による検査
→

5件

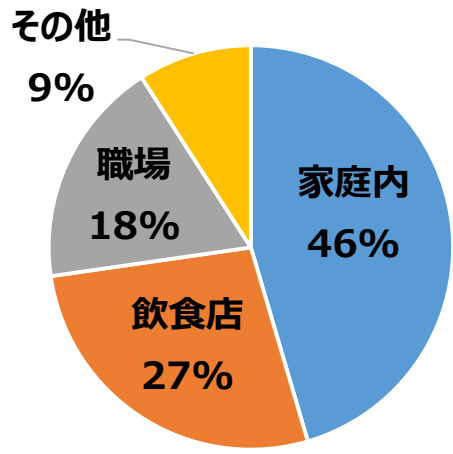
感染拡大割合



県外由来割合



感染拡大場所



医療提供体制等について

(検査体制・医療提供体制・保健所支援体制)

（参考）新型コロナウイルス感染症に関するPCR等の検査体制の強化に向けた指針（概要）

【基本的な考え方】

- 今後、感染が大きく拡大する局面も見据え、以下の観点から、検査体制を強化。
 - ① 検査が必要な者に、より迅速・スムーズに検査を実施
 - ② 濃厚接触者の検査など感染拡大防止対策を強化
 - ③ 患者・入所者や医療従事者等を守るため、院内・施設内の感染対策を強化
- このため、各地域において必要な検査需要に的確に対応できる検査体制の強化に向け、相談・検体採取・検査の一連のプロセスの対応について点検を行い、国と地方自治体で協働して対策を実施。

【検査需要の把握】

- 今後の感染拡大の局面も視野において、検査需要の見通しを作成。

【検査体制の点検と対策】

- 検査体制について、相談、受診・検体採取、検査（分析）までの一連のプロセスを通じた対応の現状と感染拡大ピーク時も含めた検査需要への対応力を点検し、必要な対策を実施。

【相談体制】

- 保健所（相談センター）の機能強化
 - ・全庁的な協力体制
 - ・業務の外部委託の推進、ITの活用
 - ・相談から検査までのマッチング機能の強化
- 保健所を通じないルートの拡充
 - ・地域医師会等が運営するPCRセンターの設置の促進

《指標》

- ・相談センターの電話回線数・電話応答率
- ・相談から検査まで及び相談から結果判明までの日数

【検体採取体制】

- 地域外来・検査センター（PCRセンター）の設置促進（感染拡大時に直ちに設置を含む）
- 検体採取機関の対応力の強化
 - ・レーンの増設、開設時間・日数等の拡大
 - ・感染拡大ピーク時の応援体制の確保
 - ※唾液による検査の導入も考慮
- クラスター対策強化への体制確保

《指標》

- ・検体採取対応力（件/日）

【検査（分析）の体制】

- 民間検査機関、病院、大学等の活用促進
 - ・PCR検査機器等の導入支援による検査能力の拡大
 - ・感染拡大ピーク時の稼働拡大の要請


《指標》

- ・各検査機関の検査能力（件/日）

10箇所目標
（現在 **5箇所** で開設済み）

保健環境研究所・医療機関
に**検査機器**を追加配備

（参考）PCR検査と抗原検査について

	PCR検査（LAMP法含む）	抗原検査（定量）（6/19導入）	抗原検査（簡易キット）（5/13導入）
検査内容	<p>・ウイルスの遺伝子を増幅させてその量を測定</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 検体採取 ↓ (搬送) ↓ 前処理 ↓ 検査 ↓ 判定 </div> <div> ※鼻咽頭ぬぐい液、 唾液(発症から9日目まで) ※専門技師が必要 ※機器、試薬が必要 </div> </div>	<p>・分析機器を用いて、ウイルスのタンパク質（抗原）に反応する抗体を用いて測定</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 検体採取 ↓ (搬送) ↓ 前処理 ↓ 検査 ↓ 判定 </div> <div> ※鼻咽頭ぬぐい液、 唾液(発症から9日目まで) ※専門技師が必要 ※機器、試薬が必要 </div> </div>	<p>・簡易キットを用いて、ウイルスのタンパク質（抗原）に反応する抗体を用いて測定</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 検体採取 ↓ 判定 </div> <div> ※鼻咽頭ぬぐい液 ※その場で結果判明 (検査キットで簡便に) </div> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  <p>※写真はイメージ</p> </div>
検査時間	<p>・4～6時間（時短PCR: 1～2時間） ※このほか搬送等に時間が必要</p>	<p>・30分</p>	<p>・30分</p>
感度	<p>・少量のウイルス量で検出が可能</p>	<p>・抗原検査（簡易キット）よりも感度が高く、LAMP法と同程度の感度</p>	<p>・PCR検査と比べ一定以上のウイルス量が必要</p>
用途	<p>・確定診断 ・治療経過のフォロー ・陰性診断</p>	<p>・確定診断 ・治療経過のフォロー ・陰性診断</p>	<p>・確定診断（発症2日目から9日目まで） ・迅速診断</p>

抗原検査を新たに導入

検査の対象者		PCR検査（LAMP法を含む）		抗原検査（定量）		抗原検査（簡易キット）	
		鼻咽頭	唾液	鼻咽頭	唾液	鼻咽頭	唾液
有症状者（症状が消退した者も含む）	発症から9日目以内	○	○ (6月2日～)	○	○	○ 発症2日目から (6月16日～)	× (研究中)
	発症から10日目以降	○	×	○	×	△ 陰性の場合、 PCR必要	× (研究中)
無症状者		○	× ⇒ ○ (7月17日～)	○	× ⇒ ○ (7月17日～)	× (研究予定)	× (研究予定) ³

新たな患者推計

今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について（令和2年6月19日（7月21日一部改正） 厚生労働省事務連絡）

- 6月15日の専門家会議で示された新たな流行シナリオに基づく、推計モデルを活用し、各都道府県の人口分布や人口動態をふまえて、都道府県ごとの患者推計を行う。
- 都道府県は、都道府県ごとの実情を次の①～③の事項から、都道府県の実情に近いパターンを選択した上で、患者推計を行うこと。

①推計モデル：「生産年齢人口群中心モデル」又は「高齢者群中心モデル」

②社会への協力要請前の実効再生産数：1.7 又は 2.0

③社会への協力要請を行うタイミング：基準日から1日～7日後

※ 基準日人口10万人当たりの週平均新規感染者数（報告数）が2.5人となった日から1日～7日後

《新たな患者推計において基本とする考え方》

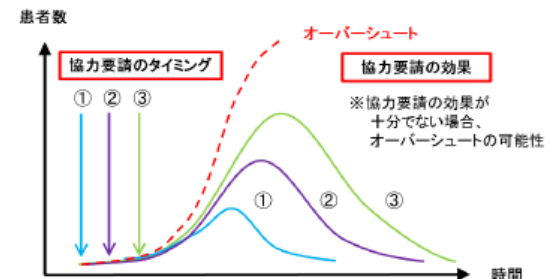
◇社会への協力要請前の実効再生産数は1.7を基本とすること。ただし、住民の感染症対策への備えが今よりも緩むなどにより、想定以上に拡大するなどの恐れがある場合は2.0を選択しうる。

◇社会への協力要請の推計上のタイミングの検討に当たっては、基準日から3日目を基本とすること。なお、人口規模の大きな都道府県においては、推計上の要請日は基準日から1～2日とすることも考えられるが、人口規模の小さな都道府県等においては、感染拡大の兆候を判断しづらく、結果として要請の判断の遅れが生じやすいため、推計上の要請日は基準日から3～4日後を基本とすること。

今回の推計モデルのイメージ



新たな患者推計における協力要請の位置づけ



※ 遅いタイミングで、前回よりも効果の低い協力要請が行われれば、感染が長期化し、必要な病床数等が増加。

病床・宿泊療養施設確保状況について

○本県の患者推計にあたっては、①推計モデルは「**高齢者群中心モデル**」、②実効再生産数は**1.7**、③協力要請のタイミングは基準日から**1日後**とする。

○感染段階のフェーズ数については、これまでの病床確保の取組から**3フェーズ**とする。

○病床確保状況については、フェーズ1は**167床**、フェーズ2は**209床**、フェーズ3は**358床**を確保。

○推計に係る各要素の選択状況

①推計モデル

国から示された「高齢者群中心モデル」は北海道のデータをベースとしたものであり、本県と状況は異なるものの、地方都市のデータを基にしたモデルは提示されていないため、「**高齢者群中心モデル**」を選択します。

②実行再生産数

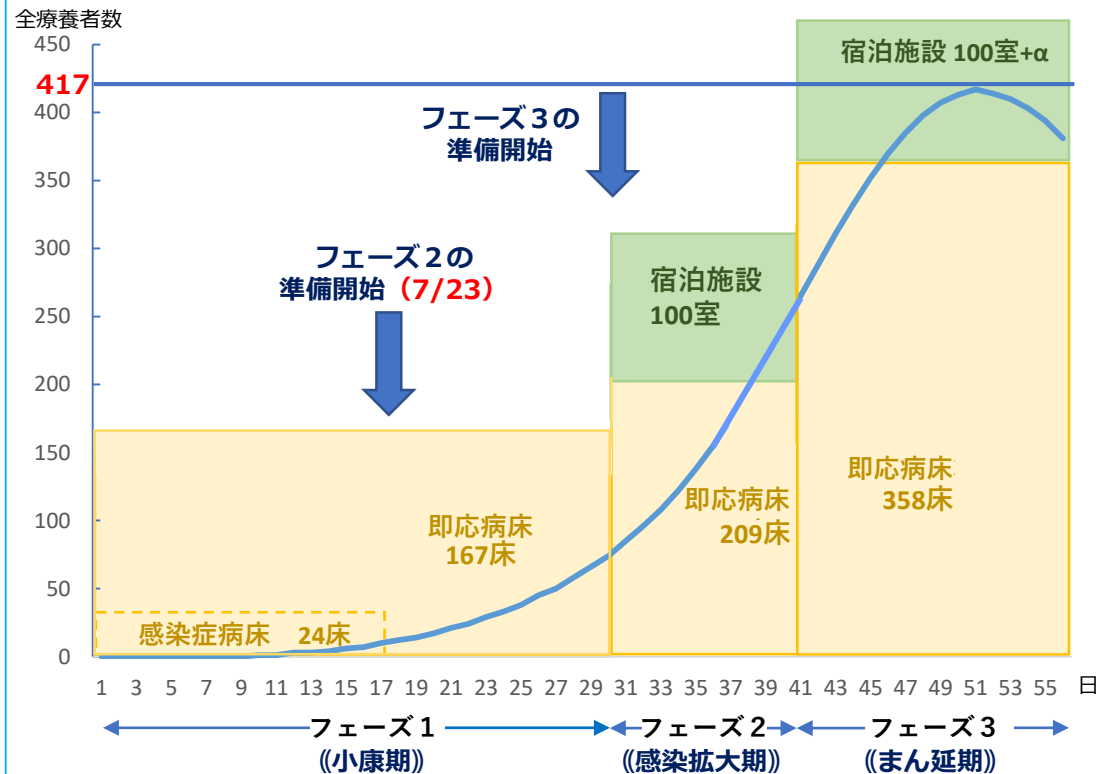
実行再生産数については、3月の東京のデータに基づく1.7を基本とすることとされているため、**1.7**を選択します。

③協力要請のタイミング

基準日※から要請までのタイミングについては、地方では3日を基本とされているものの、本県においては、**基準日までに協力要請を行う**こととなります。しかし、推計においては、基準日以降の日数を選択することが必要となるため、**1日後**を選択します。

※人口10万人当たりの週平均新規感染者数（報告数）が2.5人となった日（三重県の場合、週当たり45人の新規感染者）

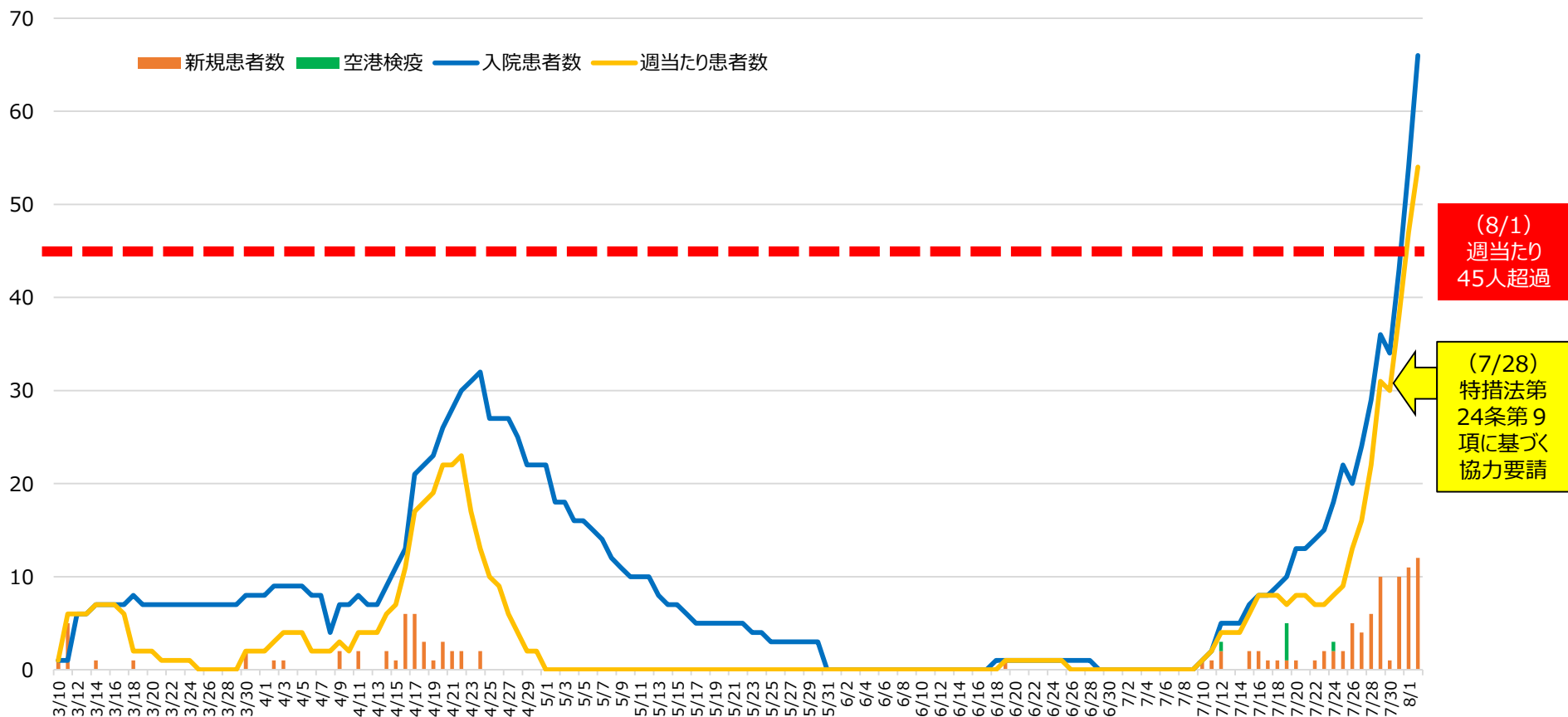
病床・宿泊療養施設確保計画



《ピークの状況》

日数	全療養者数	内入院者数	内重症者数	1日最大患者数 (日数)
51日	417人	274人	40人	32人 (42日)

新型コロナウイルス感染症患者発生状況【三重県】



【病床確保】

現在、**フェーズ2（感染拡大期）の病床(209床)**で対応中、さらなる患者の増加に備え、**フェーズ3（まん延期）**への移行にかかる準備を開始

【宿泊療養】

宿泊療養施設**(100室)**の運用開始に向けて準備中

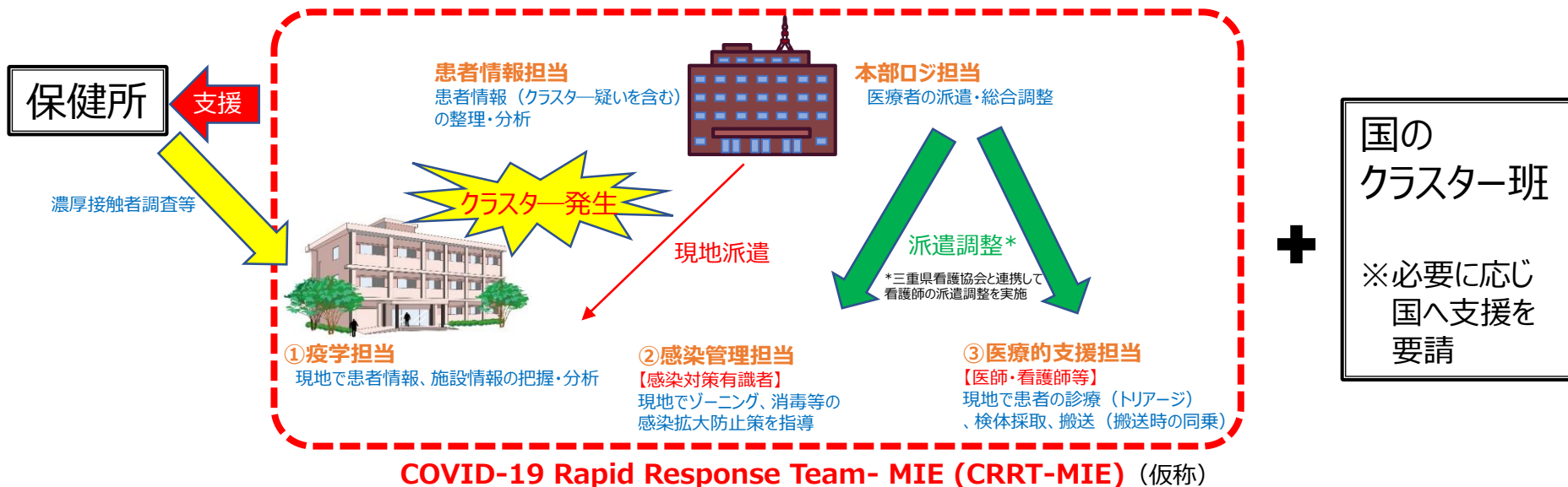
保健所支援体制

○第2波における保健所支援体制

- ・ 接触者調査、検査にかかる調整業務等への支援 8名任用（OB保健師等）
- ・ 帰国者・接触者相談センター業務への支援 12名任用（看護師）
- ・ 一般電話相談の対応への支援 7名任用（一般事務）
- ・ 本庁からの応援（接触者調査等への対応、電話対応等） 延べ30名以上を派遣
- ・ 電話相談業務、検体搬送業務、患者搬送車運転業務の外部委託化
- ・ 地域庁舎における応援（電話対応、接触者調査等のデータ整理、検体収集等）

○クラスター対策グループ再構築

クラスター発生時に保健所が実施する接触者調査や積極的疫学調査等の支援を行うため4月上旬に対策本部事務局に設置した「クラスター対策グループ」を再編成し、**大規模クラスター発生時に外部の医師や看護師等をクラスター発生施設等に派遣する仕組みを構築中**（8月上旬）。



三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」

都市部を中心に感染が急速に再拡大し、県内でも7月31日以降、連日2桁を超える新規感染者の発生が続くなど、予断を許さない状況にあります。

気を緩めることなく徹底的に感染拡大防止策を講じていくことで、県民の皆様のかげがえのない“命と健康”を守っていくため、『三重県指針』ver.3を緊急的に強化し、

“三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」”

を行い、オール三重で対策に取り組んでいきます。

1. 移動に関する感染防止対策について

(1) 県民の皆様へ

○繁華街など感染者が急増しているエリアにおける、「三つの『密』」となる環境が非常に多く、感染防止対策が不十分な飲食店、クラブ、カラオケなどの利用自粛はもちろんのこと、県外のそうしたエリアとの不要不急の往来の自粛

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

○感染者が急増している地域にお勤めの方について、勤務後の繁華街訪問の自粛

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

を要請します。

○県内の繁華街における感染防止対策が不十分な県内の飲食店、クラブ、カラオケ等の利用を控えること

○大学生をはじめ、若い世代の皆様は、大切なご家族やご友人に知らないうちに感染を広げてしまわないよう、繁華街など感染者が急増しているエリアへの移動は避ける、また、酒類を伴う飲食時の近接距離での長時間の会話には特に注意する等、日常生活における慎重な行動と感染防止対策の徹底

○体調がすぐれない場合は、外出を控えること

○高齢者や基礎疾患をお持ちの方については、移動の際には感染防止対策を徹底のうえ、慎重に行動

をお願いします。

(2) 県外にお住まいの皆様へ

○帰省等をご検討されている感染者が急増しているエリアにお住いやお勤めの方は、今その必要があるか、一度立ち止まって考えていただき、体調がすぐれない場合は三重県への移動を避けてください。

2. 感染防止対策と社会経済活動の両立について

(1) 県内事業者の皆様へ

○感染拡大予防ガイドライン等を実践するとともに、改めて従業員への周知徹底や、感染防止対策を講じている旨をホームページ上に公開、店舗内に掲示することで周知するなどの感染防止対策の徹底

○休日間に発熱等があった場合も含め、感染が疑われる症状がある場合は休暇とするなど、従業員の体調への配慮

をお願いします。

○全国でこれまでクラスターが発生しているような施設（接待を伴う飲食店、クラブ、カラオケ等）においては、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に基づき、感染防止対策を徹底してください。【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

(2) 高等教育機関の皆様へ

○県内の大学においても複数名の感染が確認されていることから、これまで以上に感染防止対策の徹底、学生への注意喚起を実施してください。

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

以上について、8月3日（月）～8月16日（日）を期間とします。

3. 三重県が実施する緊急対策

(1) 医療提供体制について

① 検査体制

○県保健環境研究所へリアルタイムPCR機器を1台増設（7月末）することで、これまで通常1日2回のタイムスケジュールで80件実施してきた検査能力を、1日2回で120件実施と増強。緊急時等には3回実施することで1日あたり最大180件の検査が可能となっている。さらに、抗原検査（定量）機器を新たに導入予定。

○その他、（医療）機関に必要な検査機器（11台）を追加配備することで、行政検査協力（医療）機関をこれまでの2機関から7機関へ拡充予定。

○検体採取体制については、帰国者・接触者外来に加え、地域外来・検査センター（PCR外来）を現在5箇所開設済みであり、さらに5箇所程度を追加で開設予定。

② 病床・宿泊療養施設確保

- フェーズ2(感染拡大期)対応としてすでに209床の受入体制を整備。
- 今後の更なる患者増加に備え、フェーズ3(まん延期)対応として358床での受入に向け、関係医療機関等へ協力依頼を開始。
- 軽症者等向け宿泊療養施設についても、約100室の運用開始に向けて準備中。

③ 保健所機能強化

- これまで保健所OB・OG職員や看護師等27名を任用したほか、本庁および地域庁舎職員による応援体制を構築してきたが、患者の発生状況等に合わせ、最大90人の応援体制に向けて、さらなる全庁的な支援を図る。
- クラスター発生時における接触者調査および積極的疫学調査等の支援を行うため、新たに外部の医師や看護師等も加えた「クラスター対策グループ」を再編成し、大規模クラスター発生施設等へ派遣する仕組みを構築中。

(2) 飲食店等における感染防止対策の徹底について

- 8月上旬に、バー、キャバレー、カラオケ店等の飲食店関係約6,500店舗に感染防止対策の徹底及び業種別ガイドラインの遵守等により対策を行っている店舗は、貼り紙を掲示することで見える化を図るよう依頼。
そのうえで、感染防止対策を実施していない店舗において、感染者が発生した場合は、現地指導や感染症法に基づく店舗名の公表を検討。
- クラスターが発生した店舗には、特措法に基づく個別の休業要請を検討。
- 店舗等で感染者が発生した場合、同時間帯にQRコード(※)を読み取った方(接触した可能性のある利用者)へLINEでメッセージを通知するシステムを8月中に運用開始予定。
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

(3) 愛知県、岐阜県、名古屋市との連携

生活文化圏を共有する愛知県、岐阜県、名古屋市と感染状況、感染防止対策について積極的に情報共有

皆様ご自身、そして大切な家族や友人、同僚の「命と健康」を守るためには、ウイルスを「持ち込まない」「広げない」ことが大切です。県民、事業者の皆様、県外にお住いの皆様におかれましては、本宣言の趣旨をご理解のうえ、感染防止対策徹底のご協力をお願いいたします。

令和2年8月3日
三重県知事 鈴木 英敬

知事指示事項

令和2年8月3日

- 1 本日の「緊急警戒宣言」について、先日の「三重県指針 ver. 3」と併せて県民の皆様に対し、各部局において、早急かつ確実に周知すること。
- 2 事業者の皆様に対して、改めて、強く感染防止対策の徹底を周知すること。特に、これまでクラスターが発生しているような施設（接待を伴う飲食店、クラブ、カラオケ等）について、感染防止対策を徹底するよう周知すること。
また、飲食店等における感染防止対策の見える化について早急に進めること。
そのうえで、感染防止対策を実施していない店舗において、感染者が発生した場合は、感染症法に基づく店舗名の公表等を検討すること。
さらに、飲食店が感染防止対策を徹底するための財政支援について、早急に検討すること。
- 3 県内の高等教育機関においても、感染が拡大していることから、このような場などにおける感染防止対策のこれまで以上の徹底、学生への注意喚起を実施していただくよう、特措法第24条第9項に基づく協力要請を行うこと。
- 4 病床及び宿泊療養施設の確保について、さらなる患者数の増加に対応するため、「感染拡大期」の病床としてすでに209床を確保し、運用中であるが、「まん延期」に対応するための358床の準備を開始するとともに、宿泊施設100室以上について運用開始できるよう最終的な準備を着実に行うこと。
また、宿泊施設の運用にあたっては、その内容の万全を期すため、自衛隊による訓練なども検討すること。
- 5 保健所の即応体制を最大90名に向けて、しっかりと確保していく必要があることから、庁内における応援体制について、オール県庁で支援をしていくこと。
- 6 必要な方が速やかかつ確実に検査を受けられるよう、検査機器の追加配備、地域外来・検査センター（PCR外来）の増設など、検査体制のさらなる拡充を進めること。
- 7 各部局においては、引き続きあらゆる機会を活用し、人権侵害が絶対に行われないよう呼びかけること。